



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 20 日 (木)
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (182) (道路企画課)	2
	県道の供用の開始 (183) (〃)	2

告 示

鳥取県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	変更の期日
湯山鳥取線	変更前	鳥取市福部町湯山字宮ノ下572-1 地先から同市福部町湯山字八ノ尾 632-13地先まで	10.9~18.4	409.0	平成26年3月22日
	変更後	鳥取市福部町湯山字八ノ尾632-1 地先から同字632-13地先まで	14.8~15.6	23.0	

鳥取県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字八ノ尾632-1地先から同字632-13地先まで	平成26年3月22日